

春日部市議会委員会条例の一部を改正する条例

春日部市議会委員会条例（平成17年条例第209号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u>	第2条 <u>常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</u> <u>総務委員会 8人 秘書室、広報広聴室、危機管理防災室、総合政策部、総務部、市民部、工事検査室、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項を除く。）及び市民窓口課、出納室、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</u> <u>厚生福祉委員会 8人 福祉健康部、庄和総合支所福祉課及び健康保険課並びに市立病院及び看護専門学校の所管に属する事項</u> <u>建設委員会 8人 建設部、都市整備部及び水道部の所管に属する事項</u> <u>教育環境委員会 8人 環境経済部、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項に限る。）、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</u>
2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管	

は、次のとおりとする。

総務委員会 8人 秘書室、広報広聴室、危機管理防災室、総合政策部、総務部、市民部、工事検査室、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項を除く。）及び市民窓口課、出納室、消防本部及び消防署、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生福祉委員会 8人 福祉健康部、庄和総合支所福祉課及び健康保険課並びに市立病院及び看護専門学校の所管に属する事項

建設委員会 8人 建設部、都市整備部及び水道部の所管に属する事項

教育環境委員会 8人 環境経済部、庄和総合支所総務課（環境、農政及び商工業の振興に関する事項に限る。）、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項

（特別委員会の設置等）

第6条

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

（委員の選任）

第8条

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

3 （略）

4 （略）

（公述人の決定）

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（特別委員会の設置）

第6条

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

（委員の選任）

第8条

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

2 （略）

3 （略）

（公述人の決定）

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

<p>(公述人の発言)</p> <p>第26条</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、<u>前3条</u>の規定を準用する。</p>	<p>(公述人の発言)</p> <p>第26条</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、<u>第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）</u>の規定を準用する。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第25条、第26条及び第29条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「改正前の法律」という。）の規定により選任された常任委員、議会運営委員又は特別委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の春日部市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定によりそれぞれ常任委員、議会運営委員又は特別委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、この条例による改正前の春日部市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により選任された日（特別委員として選任されたものとみなされる者の任期にあつては、改正前の法律の規定により選任された日）からそれぞれ起算するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により互選された常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、改正後の条例の規定によりそれぞれ常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長又は副委員長として互選されたものとみなす。